

**【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（月額職）
保育・児童指導業務（令和8年8月1日採用）募集要項**

1 業務内容

- (1) 北部児童相談所一時保護所入所児童の保育及び学童指導等
- (2) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 勤務場所

横浜市北部児童相談所一時保護所（横浜市緑区内）

3 応募要件

- (1) 次のいずれかに該当すること
 - ア 保育士の資格を有する者
 - イ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - ウ 社会福祉士の資格を有する者
 - エ 精神保健福祉士の資格を有する者
 - オ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - カ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - キ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ケ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - コ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
 - サ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
 - イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間 令和8年8月1日～令和9年3月31日
※年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。(採用から最大4回)
- (2) 勤務日・時間 4週を通じて120時間以内とするローテーション勤務
【宿直入り】 午後0時30分～午前0時00分、午後2時30分～午前0時00分
【宿直明け】 午前0時00分～午前11時30分、午前0時00分～午後1時30分
【早番】 午前6時30分～午後3時00分、午前6時45分～午後3時15分、
午前7時00分～午後3時30分、午前7時30分～午後4時00分
【日勤】 午前8時00分～午後4時30分、午前8時30分～午後5時00分
午前8時45分～午後5時15分、午前9時45分～午後6時15分
午前10時00分～午後6時30分
【遅番】 午後0時30分～午後9時00分、午後0時45分～午後9時15分
(休憩時間：勤務の間に所属長が指定する1時間)
- (3) 給与 月額244,300円（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (4) 休暇 年次休暇、夏季休暇等
- (5) 社会保険等 横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。横浜市職員厚生会（任意加入）
※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 応募方法

(1) 提出書類

会計年度任用職員申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（写）

※様式はホームページよりダウンロードできます。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

(2) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送

令和8年7月9日(木) 正午必着

※ 持参時の受付：月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く）

※ 郵送の場合の送付先

〒224-0032横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当あて

7 選考

(1) 選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。

(2) 選考日程 **令和8年7月13日(月) 午後予定**

※日時は令和8年7月9日(木)以降に電話でお知らせします。

(3) 面接会場 北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩6分、都筑区総合庁舎2階）

※勤務地と異なります。

8 雇入時健康診断

内定者は採用後に雇入時健康診断を受診していただくことになります。

《お問合せ》 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
電話 045-948-2441 / FAX 045-948-2452